

匝瑳市転入者マイホーム取得奨励金に関するQ & A

Q1 新築の建売住宅、分譲マンションを購入した場合でも対象になりますか。

A1 未使用で、建築工事が完了してから1年未満の住宅を取得した場合には、新築住宅として対象となります。なお、未使用でも、建築工事が完了してから1年以上経過している住宅を取得した場合には、中古住宅の扱いとなります。

Q2 市外に住む親と共有名義で家を建てました。親が交付申請することはできますか。

A2 申請することができません。申請者の条件は、平成24年4月1日以降に転入し、匝瑳市に住民登録されていることが条件ですので、転入された方が申請者となります。

Q3 10か月前に匝瑳市在住の方と結婚し、転入と同時に新築住宅を取得しました。この場合、奨励金の対象となりますか。

A3 申請者が、転入した日から起算して過去3年間以上市外に住所を有しており、かつ、住宅の所有者（共有名義でも可）であれば対象となります。

Q4 匝瑳市内に住む両親が高齢となったので、両親と同居するために匝瑳市に引っ越し、家を新築しました。世帯全員が転入前3年以上市外に住んでいなければなりませんか。

A4 世帯全員である必要はありません。申請する方が転入前3年以上市外に住所を有し、かつ、住宅の所有者であれば対象となります。

Q5 奨励金が交付されてから1年後、都合により市外へ引っ越すことになりました。奨励金は全額返還しなければなりませんか。

A5 取消し要件の「転出、または転居したとき」に該当しますので、全額返還していただくこととなります。なお、市内で転居したとき、交付対象住宅を売り渡すなど住宅の所有権が相続以外で第三者に移転したとき、匝瑳市の市税及び国民健康保険税に滞納が生じたときなども、同様に返還義務が生じます。

Q6 家を新築する際、都合により建物登記はしていません。登記をしなければ対象になりませんか。また、登記をする際、表題登記をすれば対象となりますか。

A6 申請の条件として、所有権登記が必要になります。表題登記だけでは申請することができませんので、必ず所有権登記を行ってください。

Q7 転入してから、本籍も匝瑳市に移動しました（転籍）。その後、奨励金申請のため匝瑳市役所で戸籍の附票の交付を受けたところ、転籍後の現住所のみ記載されていて、転入前3年間の住所履歴が確認できませんでした。この場合、転入前3年間の住所履歴はどのように確認したらいいのでしょうか。

A7 戸籍の附票とは、本籍地のある市区町村が管理する住所履歴の記録です。これにより、転入前3年間匝瑳市外に住んでいたことを確認していますが、質問のように転籍されている場合には、その附票で確認できる住所履歴が転籍後に限られてしまうため、過去3年間の住所履歴が確認できない場合があります（他にも結婚、離婚などで戸籍の移動が行われた場合も同様です）。その場合には、戸籍の移動が行われる前の市区町村における附票が必要になります。一方、市区町村をまたぐ住所移動を繰り返したとしても、戸籍の移動が行われていない場合には、1つの附票で全ての住所履歴が記録されることとなります。このように、住民票または戸籍の移動時期により、住所履歴がどこまで附票に記載されるかは人によって異なります。詳しくは各市区町村の住民票担当課まで事前にお問い合わせの上、交付を受けてください。

Q8 住宅を新たに増築した場合、新築住宅として対象になりますか。

A8 対象となりません。ただし、既存の住宅を全て取り壊して建替えた場合で、交付の条件を満たす場合には対象となります。

Q9 夫婦の一方が、もともと匝瑳市に在住していた場合は「夫婦の年齢に係る奨励金の加算」の対象になりますか。

A9 夫婦共に「転入」した場合が条件となるため、対象となりません。

Q10 「子どもに係る奨励金の加算」に転入条件はありますか。

A10 転入条件はありませんが、申請時に 15歳以下の子ども(※1)が対象です。

(※1)15歳の子どもは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までが対象となります。

例：令和6年5月1日で15歳になる場合、令和7年3月31日までが申請対象。